

預金管理協定書

〇〇株式会社（以下「会社」という）と〇〇株式会社従業員代表（以下「従業員代表」という）は、会社が労働基準法第18条第2項の規定に基づき、会社の従業員の預金を受入れ管理することにつき、次のとおり協定する。

（預金者）

第1条 この協定により会社に預金をすることができる者は、会社に常時使用されるものとする。

（退職者への返還）

第2条 会社は、従業員が会社を退職するときは、この協定に基づき管理するその者の預金をすみやかに返還する。

（預金残高の上限）

第3条 各預金者の預金残高は 万円を超えないこととし、会社は同額を超えて受け入れない。

（預金の範囲）

第4条 預金は、貸金および賞与の範囲内で行なわなければならない。

（払戻し）

第5条 預金の払戻しは随時行う。

（年利）

第6条 利率は年 %（厘）とする。ただし、法定の下限利率を下回ることになるときは、当該下限利率によるものとする。

（利子の計算等）

第7条 利子は、預入れの月からつける。ただし、月の16日以降に預入れされた場合にはその預入れの月の利子をつけない。預入れの月において払戻し金の払戻しがあったときも同様とする。

2 10円未満の預金の端数には利子をつけない。

3 利子の計算においては、円未満の端数は切り捨てる。

4 会社は毎年3月末に利息を計算し、4月1日をもって元金に繰り入れる。

（預金元帳整備と残高の記録）

第8条 会社は、預金者別の預金元帳を備え付け、預金の受入れ、払戻し利子の受入れおよび預金残高を記録する。

(預金通帳)

第9条 会社は、預金者に対し、預金通帳を交付し、預金の受入れ、払戻しのつど、その日付および金額ならびに残高を記入する。預金者は、預金を預入れまたは払戻しをしようとするときは、預金通帳を会社に提出する。

(保 全)

第10条 会社は、社内預金の保全のため、株式会社 銀行を連帯保証人とする。連帯保証人は各預金者の毎年3月31日現在における預金残高の金額に相当する額を極度額として保証する。この場合において従業員代表が預金者の代理人となるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定成立の日から2年間とする。ただし、会社または従業員代表が期間満了の3ヵ月前までに相手方に対し異説を唱えないときは、さらに2年間更新されるものとする。

平成 年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役

Ⓜ

〇〇株式会社

従業員代表

Ⓜ